

(別添1)

保育所の監査について

第1 保育所の監査項目の設定（標準化）

1 保育所の監査項目の設定（標準化）の背景

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第46条第1項に基づく保育所に対する監査については、自治体が独自に監査項目を策定し監査が行われてきた。今般、複数自治体で保育所を運営している事業者において監査に関する対応が煩雑であること、自治体の監査項目策定に係る事務負担が発生していること等を踏まえ、国として、関連法令等に基づき、新たに標準的な指導監査項目を設定し、監査調書及び自己点検票を作成した。

当該監査調書及び自己点検票のうち、保育所の監査に係るものについては、こども家庭庁HP（<https://www.cfa.go.jp/policies/hoiku/kansa>）に掲載しており、本別添1において当該監査調書及び自己点検票に関する基本的事項を記載しているため、適宜活用すること。

また、当該標準的な指導監査項目等を設定したことに伴い、令和8年度において保育業務施設管理プラットフォームを改修し、監査調書等の入力機能を実装する予定である。

2 監査業務の標準化の考え方

保育所に対する監査は、自治事務であり、法令に基づき、自治体の判断で実施している事務であるため、今般、国として標準的な監査調書及び自己点検票を示すこととなるが、従前の通知と同様、技術的助言の位置付けとなり、必ずしもこれらの監査調書及び自己点検票の項目を全て順守しなければならない趣旨ではない。一方で、これらは複数自治体にまたがって事業を行う保育所にとって、自治体間での差分の解消による事務負担軽減に資するものであり、また、保育業務施設管理プラットフォームにおいて令和9年度以降に実装することを前提としてお示しするものである。

国として示す標準的な監査調書の取扱いについては、自治体ごとに国の定める児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和23年厚生省令第63号）を参酌等して制定された条例や、その他適用される条例も異なるため、柔軟に対応していただく必要がある。

第2 監査調書及び自己点検票

1 各標準様式の定義

標準様式として、監査調書及び自己点検票を作成した。それぞれの様式の詳細は以下のとおりである。

ア 監査調書

標準的な監査事項として、自治体による「監査評価項目」及び保育所による「自己点検項目」・「事前提出情報」・「事前提出書類」について、その「評価区分」や「根拠法令」等を整理した一覧である。

イ 自己点検票

保育所が、自治体による監査実施前に、自己点検を行うための標準様式である。監査調書に基づき整理した。

2 監査調書における評価項目について

監査調書における評価項目については、設備運営基準等（児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和23年厚生省令第63号）等をいう。以下同じ。）の規定及び通知等（児童福祉行政指導監査の実施について（令和7年3月21日付けこども家庭庁成育局長・支援局長連名通知）等をいう。以下同じ。）との整合性を踏まえ、標準的な監査項目として必要と考えられる項目を精査したものである。

3 列の定義

監査調書における、各列の定義は以下のとおりである。

ア 番号

通し番号にて採番。

イ 大分類/中分類/分類

「監査評価項目・自己点検項目」の分類。

ウ 基本的な考え方（根拠条文）

根拠法令等の条文。

※ 「監査評価項目・自己点検項目」に回答する際に、参考として参照することを想定。

エ 監査評価項目・自己点検項目

根拠法令等に基づいて、自治体及び保育所が、設備運営基準等への適否を確認するための項目。

※ 自治体による「監査評価項目」、及び、保育所による「自己点検項目」は同じ項目内容にて確認すること。

オ 監査評価項目・自己点検項目の定義

「監査評価項目・自己点検項目」に対して、確認結果を登録する際の選択肢。

※ いずれも「選択制（適／否／対象外）」とし、「対象外」を選択する際は、その理由を備考欄に記入する形を想定している。

カ 評価対象となる施設

「監査評価項目・自己点検項目」の評価・回答対象の施設類型。

キ 評価区分

「監査評価項目・自己点検項目」の評価区分。

ク 経過措置

当該項目について経過措置が設けられている場合、その経過措置の内容。

ケ 着眼点

指導監査を行うに当たって、確認すべき書類や確認すべき観点。

コ 事前提出書類

自己点検票と併せて、保育所へ事前に提出を求める書類。

サ 事前提出情報

設備基準における設備面積や児童の数等、判定基準に計算ロジックが含まれるものについて、自己点検票と併せて、事前に提出（入力）を求める情報。

シ 根拠法令等

根拠となる法令及びその条項。

ス 関連法令・告示・通知等

根拠法令の他に、関連する法令・通知。

セ 毎年の確認を任意とする項目

「直近の監査において指摘があった場合」又は「図面の変更有と回答があった場合」を除き、毎年の確認を任意とする項目。

※該当項目の列を「●」とする。

ソ 参考項目

通知等に従い、適宜、指導監督権限を有する行政機関と連携する等を求める項目。

※ 該当項目の列を「●」とする。

タ 確認指導監査/施設監査との重複

確認指導監査及び施設監査において、「監査評価項目・自己点検項目」が重複する項目。

※該当項目の列を「●」とする。

4 評価区分の定義

監査調書の「評価区分」列の定義は以下のとおりである。

ア 文書指摘事項

設備運営基準等及び通知等に違反する場合は、原則として「文書指摘事項」とし、保育所からの改善報告書の提出を要するものとする。

イ 口頭指摘事項

違反について改善報告書の提出を行わずとも改善が見込まれる場合は、自治体の判断で「文書指摘事項」から「口頭指摘事項」に変更できるものとする。

※以下の場合に該当する場合等が該当。

(ア) 軽微な違反の観点

単発的な事務処理のミス等で、修正が容易又は指摘時点での修正対応が可能な場合。

(イ) 経過措置等の観点

施設の開設初年度等で初めての監査であり、実際の運営や安全に大きな支障がない、かつ、再発リスクが低い場合又は設備運営基準・運営基準等の関係法令及び通知等の改正に伴い、経過措置を適用する場合。

ウ 助言指導事項

法令等の努力義務規定違反、「口頭指摘事項」に至らない軽微な指摘及び水準向上のための助言は、「助言指導事項」とする。

5 自己点検票について

自己点検票については、監査調書に基づき作成した。自己点検票における自己点検項目の各部分の詳細は以下のとおりである。なお、回答欄で「対象外」を選択した場合は、その理由を備考欄に記入する運用を想定している。

ア 施設基本情報部分

保育所の名称等の基本情報を記載。

イ 自己点検・事前提出書類・事前提出情報部分

自己点検部分では、保育所が「適・否」を自己点検する。毎年の監査の際に、保育施設等に記載を求めるとを想定している。

事前提出書類部分は、事前提出書類の提出を管理するチェックリストである。

事前提出情報部分は、監査で用いるため、施設の基本情報等を記載していただくことを想定している。

ウ 公定価格部分

公定価格部分では、自己点検部分と同様に、公定価格確認事項に対して保育施設等が「適・否」を自己点検する。

第3 各標準様式の活用例

標準的な監査調書及び自己点検票について、各自治体において活用いただく方法としては以下が考えられる。

(1) 監査調書の確認・実施計画の策定

標準的な監査調書を確認し、監査実施計画を策定する。なお、必要に応じて、条例の追記や独自項目等の追加・更新を行う。

(2) 自己点検票作成

保育所の職員に対し、自己点検票の作成を依頼する。

(3) 自己点検票確認・実地監査項目の検討

保育所において記入された自己点検票を確認し、監査調書を用いて、監査の際に確認すべき項目を整理する。その際、実地監査で確認を行う項目は、自己点検結果及び前年度の監査の結果等を考慮し、適切に判断いただくこと。なお、監査調書にて、「毎年の確認を任意とする項目」を設定しているため、そちらも参考にすること。

(4) 実地監査

監査調書の着眼点等を基に、各監査評価項目に対して「適」・「否」の判断を行う。